

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

自 令和4年 4月 1日
期 間
至 令和6年 3月 31日

東吾妻町

(公表用)

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 ～2年間（R4～R5）の考え方～

(東吾妻町)

本町の総面積は253.65km²のうち、森林面積は20,041 haで総面積の79.0パーセントを占めています。そして、民有林面積は12,550 haで、そのうちスギを主体とした人工林の面積は、7,207 haであり、人工林率57.4%となっており、本町は人工林を中心に1,082haの森林を所有しています。

パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年4月から森林環境譲与税が本町に対し譲与されることとなりました。

本町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や県の補助予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在化、担い手不足、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されています。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、森林整備計画及び次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の民有林等では、森林経営計画を作成し、整備を進めている森林が計画的に進んでいない状況にあります。このため、整備が行き届かない森林の所有者に対して、森林経営計画への参画を推進するとともに、本町や意欲と能力のある林業経営者等に森林の経営・管理を委ねるように働きかけます。

また、森林経営計画を作成している森林は、既存の補助を活用し、森林整備を一層促進します。加えて、町内の林道や作業道を持続的に使用できる仕組みを構築することにより、無秩序な作設による森林の有する公益的機能の喪失を防ぐため、森林環境譲与税を活用し、定期的な維持管理の取組を進めます。

さらに、人里に近く人々の暮らしと密接に結びついている里山においては、野生鳥獣による被害の軽減など地域住民の生活環境や生物多様性の保全を図るための里山林の整備・管理を推進します。

2 森林整備を担うべき人材の育成及び確保

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、群馬県より認定を受け町内で森林整備事業等を既に実施、また希望のある認定林業事業者は6経営体（令和4年4月末日時点）となっています。

今後、就業者の高齢化が進むとともに就業人口の減少により、新規就業者の確保が難しい状況が見込まれます。このため、地域関係者との連携も模索しながら、新規就業者の確保、林業就業者の安定確保や人材育成に向けた取組を進めます。

3 木材の利用促進

町産木材の流通を促進し、地域産材生産額の増大を図ることを目的として、森林環境譲与税を活用した木材利用促進事業をおこないます。

また、公共施設等の木造化・木質化や、資源の有効活用を進めチップ材を木質バイオマス燃料として活用することなど、地域材の利用を促進します。

4 森林の有する公益的機能に関する普及啓発

森林は、木材の生産やきのこなどの林産物を生産する場だけではなく、土砂災害等を防止する国土保全機能や水源涵養機能、生物多様性の保全といった様々な環境保全機能を有しています。

しかし、森林の持つ多面的機能によりさまざまな恩恵を受けているにもかかわらず、その恩恵が理解されていないことから、森林環境譲与税を活用し、森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて普及啓発を図ります。

また、幼児期などから木製品にふれあう実体験を通して、木材製品の良さや森林の大切さを伝える木育活動により普及啓発を図ります。